

平成30年9月11日		
資料提供		
担当課	知事部局	監察査察課 窪田(内2136) 二越(内2135) 直通Tel073-441-2136
	教育委員会	総務課 田中(内3746 直通Tel073-441-3640) 学校人事課 堀本(内3668)

不正行為等通報の受理・処理状況について

平成30年8月中に監察査察監・監察査察課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。))の業務に係るもの)及び教育委員会事務局で受理した不正行為等通報(教育委員会(県立学校等を含む。))の業務に係るもの)について、概要を公表します。

(知事部局)

1 知事部局の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	1
匿名	6
職員等	
計	7

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	1
郵便・FAX	6
面談	
電話	
計	7

2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

(知事部局)……監察査察監・監察査察課で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① ある学校の講師は、生徒に対し不適切な行為をしており、さらに、同僚の職員に対し不適切な行為をしている。	所管外であるため不受理とし、教育委員会に回付した。(処理状況については、教育委員会③を参照のこと。)
② ある所属の管理職は、勤務時間中、ほとんど席にいないため、仕事の打ち合わせができない。さらに、承認を得ず、頻りに外出しているようである。	調査中
③ ある県立学校の浄化槽を昨年度途中で使わなくなったにもかかわらず、契約変更を行わないまま、1年間使用したことにして、点検料金を支払ったのは問題ではないか。	所管外であるため不受理とし、教育委員会に回付した。(処理状況については、教育委員会①を参照のこと。)
④ ある所属の管理職は、日中、ほとんど席にいないため、決裁や打ち合わせができない。さらに、勝手に県庁以外の場所にも行っているようである。	②と同じ内容の通報であるため、不受理とする。
⑤ ある指定管理者の職員は、音楽イベント開催に伴う苦情への対応が適切ではない。	調査中
⑥ 障害者の雇用促進に関する調査は行ったか。監察はいち早く調査して公表すべきではないか。	担当課において再調査を実施した結果、本来対象とすべきでない職員を算入していたことが判明したため、8月31日にその旨を公表した。
⑦ ある公益的法人で、ここ数年、主に若手職員が相次いで退職している。組織のマネジメント等何に問題があるのか検証して改善すべきだ。	調査中

通報内容を分類すると次のようになります。

(1) 職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの	2 ②④
(2) 県の行政事務処理、その他に関するもの	5 ①③⑤⑥⑦

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1) 調査の結果、是正の必要がないもの	1 ⑥
(うち通報内容が事実とは認められないもの)	
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)	
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)	
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)	1 ⑥
(2) 調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	
(3) 調査を継続中としたもの	3 ②⑤⑦
(4) 不受理としたもの	3 ①③④

3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前月(7月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案のその後の処理状況については、今回発表できるものではありません。

(教育委員会)

1 教育委員会の通報の件数

(1) 通報者別

通報者	件数(件)
県民等	
匿名	3
職員等	
計	3

(2) 通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	1
郵便・FAX	2
面談	
電話	
計	3

2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① ある県立高校の浄化槽を昨年度途中で使わなくなったにもかかわらず、契約変更を行わないまま、1年間使用したことにして、点検料金を支払ったのは問題ではないか。	調査の結果、年度途中で単独浄化槽を合併浄化槽に変更したが、事務手続きに不備があったので、今後このようなことないように厳重に注意した。
② ある学校の教員が実習室を個人の部屋のように使用している。また、生徒への対応が悪い。	調査の結果、当該教員が実習室に私物を置いていたため撤収させ、生徒への対応を丁寧にしよう校長から厳しく注意した。
③ ある学校の講師は、生徒に対し不適切な行為をしており、さらに、同僚の職員に対し不適切な行為をしている。	当該講師は任用期間が満了し退職しているが、当該講師による生徒に対する行為の一部誤解を招くものがあつたため、在職中に当該講師を指導している。しかし、当該講師による同僚の職員に対する行為については、職員からの聞き取りにより一部確認できたが、当該講師が退職しているため指導できなかった。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1) 職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの	2 ②③
(2) 県の行政事務処理、その他に関するもの	1 ①

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1) 調査の結果、是正の必要がないもの	
(うち通報内容が事実とは認められないもの)	
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)	
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)	
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)	
(2) 調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	3 ①②③
(3) 調査を継続中としたもの	
(4) 不受理としたもの	

3 教育委員会の前々月以前の通報に係る処理状況

前月(7月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。